

# 地域包括支援センターにおける 「保健師に準ずる者」の取り扱いについて

資料 6

地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師（准看護師は含まない）かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者とする。  
(厚生労働省発出「地域包括支援センターの設置運営について」抜粋)

地域保健・・・疾病の予防、衛生の向上など地域住民の健康の保持・増進に関する業務（厚生労働省）

地域ケア、地域保健等・・・高齢者や障害者、母子などの福祉分野や在宅医療、在宅ケアに関する支援業務（県長寿介護課）

経験のある・・・地域ケア、地域保健等の経験の趣旨であり、病棟経験や急性期医療の経験の趣旨ではない（厚生労働省）

公衆衛生・・・国民の健康を保持・増進させるため、公私の保健機関や地域・職域組織によって営まれる組織的な衛生活動

(広辞苑)

公衆衛生業務に関わった等の判断は、運営協議会で諮り、判断する（厚生労働省）

(案) 「地域で暮らす高齢者の健康づくりや介護予防等、健康保持・増進に関する業務経験」とし、  
「保健師に準ずる者」について、以下の業務経験を1年以上有する看護師（准看護師を含まない）としたい。

- ・ 医療機関での在宅生活につながる退院支援や地域連携に関する業務
- ・ 保健センター、保健所での相談支援業務
- ・ 地域包括支援センターでの相談支援業務
- ・ ケアマネジャー、訪問看護、通所介護等の居宅サービスに関する業務
- ・ 特別養護老人ホーム等、高齢者福祉施設での相談支援業務